第68号議案

職員の退職管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和６年６月19日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の６の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　管理監督者等　管理監督職（職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）第９条の２第１項に規定する管理職手当が支給される職をいう。以下同じ。）に就いている又は就いていた、現に職員である者をいう。

（２）　管理監督者等であった者　管理監督職に就いていた、現に職員でない者をいう。

（３）　利害関係団体　営利企業等（法第38条の２第１項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）のうち、管理監督職に就いている又は就いていたときの職務に利害関係を有するもの等として大田区規則（以下「区規則」という。）で定めるものをいう。

（４）　再就職のあっせん等　利害関係団体に対し、管理監督者等をその離職後に、又は管理監督者等であった者を当該利害関係団体の地位に就かせることを目的として、当該管理監督者等若しくは管理監督者等であった者に関する

情報を提供し、若しくは当該利害関係団体の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該管理監督者等をその離職後に、若しくは管理監督者等であった者を当該利害関係団体の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼することをいう。

（５）　求職活動　利害関係団体に対し、離職後に当該利害関係団体の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することをいう。

（再就職のあっせん等の規制）

第３条　職員は、再就職のあっせん等をしてはならない。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（１）　公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、管理監督者等又は管理監督者等であった者を当該承認に係る利害関係団体の地位に就かせることを目的として人材情報の提供を行うとき。

（２）　職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

（３）　退職手当通算予定職員（法第 38 条の２第３項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）を退職手当通算法人（同条第２項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として行う場合

（４）　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第２項に規定する退職派遣者となることが予定されている職員を派遣される利害関係団体の地位に就かせることを目的として行う場合

（管理監督者等に対する在職中の求職活動の規制）

第４条　管理監督者等は、求職活動をしてはならない。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（１）　管理監督者等が求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、当該管理監督者等が当該承認に係る利害関係団体に対して行うとき。

（２）　前条第２項第１号の承認を得た管理監督者等が、当該承認に係る利害関係団体に対して行う場合

（３）　退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合

（管理監督者等であった者に対する離職後の求職活動の規制）

第５条　区長は、管理監督者等であった者に対し、離職後２年間、求職活動をしないよう求めることができる。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（１）　管理監督者等であった者が求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、当該管理監督者等であった者が当該承認に係る利害関係団体に対して行うとき。

（２）　第３条第２項第１号の承認を得た管理監督者等であった者が、当該承認に係る利害関係団体に対して行う場合

（３）　退職手当通算予定職員であった者が退職手当通算法人に対して行う場合

（大田区キャリア人材活用センターの設置）

第６条　職員の再就職を適正に管理するに当たり、次に掲げる事項に関する事務を行うことを目的として、大田区キャリア人材活用センター（以下「キャリア人材活用センター」という。）を置く。

（１）　営利企業等からの求人の申込みの受付及び区長による人材情報の提供

（２）　その他退職管理の適正確保に関する事務

２　キャリア人材活用センターの運営における前項各号に掲げる事務に関して必要な事項については、区規則で定める。

（大田区退職管理委員会の設置）

第７条　管理監督者等及び管理監督者等であった者の再就職の公正性の確保のため、区長の付属機関として、大田区退職管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、この条例の規定によりその権限に属された事項を処理する。

３　区長は、次に掲げる承認を行う場合には、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

（１）　第３条第２項第１号に規定する人材情報の提供の承認

（２）　第４条第２項第１号に規定する管理監督者等による求職活動の承認

（３）　第５条第２項第１号に規定する管理監督者等であった者による離職後の求職活動の承認

４　委員会は、前項各号に掲げる事項の審議のほか、管理監督者等及び管理監督者等であった者の退職管理の適正確保に関する事項について、区長から報告を受けることができる。

５　区長は、第３項各号に掲げる事項の審議のほか、管理監督者等及び管理監督者等であった者の退職管理の適正確保に関する事項について、委員会へ意見を求めることができる。

（委員会の組織）

第８条　委員会は、３人の委員をもって組織する。

２　委員は、非常勤とする。

３　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員の委嘱）

第９条　委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の解職）

第10条　区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。

（１）　破産手続開始の決定を受けたとき。

（２）　禁錮以上の刑に処せられたとき。

（３）　心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。

（４）　前条第３項前段の規定に違反したとき。

（５）　前各号に掲げるもののほか、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると区長が認めるとき。

（委任）

第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第５条の規定は、この条例の施行前に離職した者には適用しない。

（提案理由）

職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第69号議案

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年６月19日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「証紙徴収の方法」を「種別割の賦課徴収の特例」に改める。

第１条中「軽自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加え、「証紙徴収」を「賦課徴収」に改める。

第２条及び第３条を次のように改める。

（税率）

第２条　合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第２条第４項から第６項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び２輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の税率は、条例第39条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　原動機付自転車　年額　500円

（２）　軽自動車

ア　２輪又は３輪のもの　年額　1,000円

イ　４輪以上のもの　年額　3,000円

（３）　２輪の小型自動車　年額　1,000 円

（徴収の方法）

第３条　前条に規定する軽自動車等に対する種別割については、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。

第５条を第６条とする。

第４条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第５条とする。

第３条の次に次の１条を加える。

（証紙徴収の手続）

第４条　前条に規定する証紙徴収の方法によつて種別割を納付する場合には、種別割の納税義務者は、当該税額を軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。この場合においては、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

２　前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税義務は、同項前段に規定する証紙又は同項後段に規定する書類に軽自動車税（種別割）納税済証印による検印を受けた時に消滅するものとする。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の改正に伴い、軽自動車税の種別割の徴収の方法に普通徴収を加えるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 70 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年６月 19 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第１の 106 の３の２の３の項を次のように改める。

106の３の２の３	建築基準法施行令第 137 条の 12 第６項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料 28,000 円	認定申請のとき

別表第１の 106 の３の２の３の項の次に次のように加える。

106の３の２の４	建築基準法施行令第 137 条の 12 第７項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料 28,000 円	認定申請のとき
106の３の２の５	建築基準法施行令第 137 条の 16 第２号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料 28,000 円	認定申請のとき

別表第１の 108 の項中「第 29 条」を「第 29 条第１項又は第２項」に、「34,000 円」を「39,000 円」に、「65,000 円」を「76,000 円」に、「133,000 円」を「149,000 円」に、「200,000 円」を「225,000 円」に、「261,000 円」を「305,000 円」に、

「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、

「
| イ　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの　46,000円 | を
」

「
| イ　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの　51,000円 | に、
」

「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表109の項中「変更許可申請書」を「変更許可申請」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表114の項中「１枚」を「１通」に改め、同項の次に次のように加える。

114の２	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料　１通につき　900円	交付申請のとき
114の３	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料 （１）　宅地造成又は特定盛土等を行う場合　切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 ア　500平方メートル以内のもの　20,000円 イ　500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　34,000円 ウ　1,000平方メートル　54,000	許可申請のとき

			を超え、2,000 平方メートル以内のもの	円
			エ　2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	89,000 円
			オ　5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	123,000 円
			カ　10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの	201,000 円
			キ　20,000 平方メートルを超え、40,000 平方メートル以内のもの	220,000 円
			ク　40,000 平方メートルを超え、70,000 平方メートル以内のもの	275,000 円
			ケ　70,000 平方メートルを超え、100,000 平方メートル以内のもの	364,000 円
			コ　100,000 平方メートルを超えるもの	533,000 円
			（２）　土石の堆積を行う場合　土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
			ア　500 平方メートル以内のもの	18,000 円
			イ　500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	28,000 円
			ウ　1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	35,000 円
			エ　2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	54,000 円
			オ　5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	66,000 円
			カ　10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの	121,000 円
			キ　20,000 平方メートル	134,000

		を超え、40,000 平方メートル以内のもの　円 ケ　40,000 平方メートルを超え、70,000 平方メートル以内のもの　163,000 円 コ　70,000 平方メートルを超え、100,000 平方メートル以内のもの　207,000 円 ク　100,000 平方メートルを超えるもの　292,000 円	
114 の 4	宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料 （１）　宅地造成又は特定盛土等を行う場合　変更許可申請１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 533,000 円を超えるときは、その手数料の額は、533,000 円とする。 ア　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、114 の３の項に規定する額に 10 分の１を乗じて得た額 イ　新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、114 の３の項に規定する額 ウ　ア及びイの変更以外のもの　15,000 円 （２）　土石の堆積を行う場合　変更許可申請１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 292,000 円を超えるときは、その手数料の額は、292,000 円とする。 ア　土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除	変更許可申請のとき

		く。）については、土石の堆積をする土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、114の３の項に規定する額に10分の１を乗じて得た額 イ　新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ、114の３の項に規定する額 ウ　ア及びイの変更以外のもの　15,000円	
114の５	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第３号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料　１通につき　900円	交付申請のとき
114の６	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和６年東京都条例第36号）第５条第３項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料　１通につき　700円	交付申請のとき

付　則

この条例は、令和６年７月31日から施行する。ただし、別表第１の106の３の２の３の項から106の３の２の５の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

宅地造成等規制法及び建築基準法施行令の改正に伴い、必要な手数料を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第71号議案

大田区立馬込アートギャラリー条例

上記の議案を提出する。

令和６年６月19日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立馬込アートギャラリー条例

（設置）

第１条　大田区が所蔵する美術品を保管し、及び展示して区民の利用に供することにより、区民の文化の向上及び心豊かな生活の実現に寄与するため、大田区立馬込アートギャラリー（以下「ギャラリー」という。）を大田区南馬込四丁目10番４号に設置する。

（事業）

第２条　ギャラリーは、大田区が所蔵する美術品の保管及び展示に関する事業その他区長が必要と認める事業を行う。

（入館料）

第３条　ギャラリーの入館料は、無料とする。

（入館の制限）

第４条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。

（２）　展示品又はギャラリーの施設（以下「展示品等」という。）を損壊するおそれがあるとき。

（３）　その他管理上支障があるとき。

（損害賠償の義務）

第５条　入館者は、展示品等を毀損し、又は滅失したときは、区長が相当と認め

る損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第６条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ギャラリーの管理を行わせることができる。

２　前項の規定によりギャラリーの管理を指定管理者に行わせる場合は、第４条の規定中「区長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定手続）

第７条　区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

（１）　第２条に規定する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

（２）　ギャラリーの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

（３）　ギャラリーの管理を安定して行う能力を有していること。

２　前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

３　区長は、第１項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又はギャラリーの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第８条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　第２条に規定する事業の実施に関する業務

（２）　ギャラリーの入館に関する業務

（３）　ギャラリーの維持管理に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第９条　指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、ギャラリーの管理を行わなければならない。

２　指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第10条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第７条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

３　区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（提案理由）

大田区立馬込アートギャラリーを設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第72号議案

羽田空港跡地第１ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例

上記の議案を提出する。

令和６年６月19日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

羽田空港跡地第１ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例

（設置）

第１条　羽田空港跡地第１ゾーン都市計画公園（以下「公園」という。）の整備、維持管理、運営等を行う事業者の選定等を厳正かつ公正に行うため、区長の付属機関として、羽田空港跡地第１ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

（１）　事業者を選定するための評価の基準

（２）　提出された計画等（変更の場合を含む。）の審査及び事業者の選定

（３）　前２号に掲げるもののほか、公園の整備、運営等について区長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する８人以内の委員をもって組織する。

（１）　学識経験者

（２）　専門的知識を有する者

（３）　区職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命をした日から第２条の規定により答申をした日までとする。

（委員長及び職務代理）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席等）

第７条　委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員（委員の職を退いた者も含む。）及び前条の規定により委員会の会議に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会議の非公開）

第９条　委員会の会議は、公開しない。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

羽田空港跡地第１ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第73号議案

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年６月19日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第30条第２項第３号中「20人」を「15人」に改め、同項第４号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第２項第３号中「20人」を「15人」に改め、同項第４号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第２項第３号中「20人」を「15人」に改め、同項第４号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第２項第３号中「20人」を「15人」に改め、同項第４号中「30人」を「25人」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、満３歳以上満４歳に満たない児童及び満４歳以上の児童に対する保育士及び保育従事者の配置基準を改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。